

神奈川県立障害福祉関係施設  
指定管理者評価委員会  
評価報告書  
(神奈川県聴覚障害者福祉センター)

平成27年 5 月

## 1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授	学識経験者
内嶋 順一	みなと横浜法律事務所 弁護士	法務に関する識見を有する者
赤松 育子	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士	経理に関する識見を有する者
藤村 和静	社会福祉法人常成福祉会 専務理事	施設の事業内容に精通した者
高橋 義雄	前・県立平塚ろう学校 副校長	施設利用者代表

## 2 スケジュール

平成26年10月16日	第1回委員会開催（指定管理者の選定に係る選定基準の検討）
平成27年1月20日	募集要項配布
平成27年1月20日	質問の受付開始
平成27年2月5日	現地説明会 参加団体 1団体（2人）
平成27年3月6日	質問の受付終了 質問数 0
平成27年3月20日	募集受付終了 応募団体 1団体
平成27年3月23日	現地視察等（神奈川県聴覚障害者福祉センター施設を視察）
平成27年3月30日	第2回委員会開催（応募団体の申請書類の評価等を協議）
平成27年4月16日	第3回委員会開催（応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング、最終評価と報告書の作成等を協議）

## 3 評価の実施方法

### （1）会議の公開・非公開について

第1回委員会は指定管理者の選定に係る基準の協議を、第2回委員会及び第3回委員会は評価点の協議を行うため、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、神奈川県情報公開条例第5条第3号に該当すると判断し、第1回委員会、第2回委員会及び第3回委員会の協議・評価については非公開とし、第3回委員会の応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開として開催した。

### （2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

応募団体の申請書類を受理した神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課において、資格審査及び申請内容の確認を行った後、評価委員会において書類と面接による評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県聴覚障害者福祉センター条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているかを評価した。

### （3）外部評価委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの評価を踏まえて、委員会としての評価点を決定した。

#### 4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
サービスの向上(50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、聴覚障害者の視点に立ち、かつ聴覚障害者福祉センターの役割と整合しているか ・聴覚障害者福祉に関する理念があるか	3	条例第5条第1号及び第3号 規則第3条第1号及び第2号	事業計画書 1(1)
		(2) 委託の考え方	業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3		事業計画書 1(2)
	2 施設の維持管理		保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	条例第7条第2号 規則第3条第1号	事業計画書 2
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	より多くの利用を図るための取組や広報・PR活動の状況	3	規則第3条第2号	事業計画書 3(1)
		(2) 苦情・要望等への対応	利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3		事業計画書 3(2)
		(3) 利用者サービスの取組	情報提供施設としての取組状況	5		事業計画書 3(3)ア
			聴覚障害者の支援についての取組状況	5		事業計画書 3(3)イ
			聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況	5		事業計画書 3(3)ウ
			地域活動支援及び普及啓発の取組状況	5		事業計画書 3(3)エ
			指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案の状況	3		事業計画書 3(3)オ
	(4) 自主事業の実施	施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	3		別紙事業計画及び収支計画書(任意様式)	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類の該当箇所
	4 事故防止等 安全管理	(1) 日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	条例第7条第2号	事業計画書 4(1)
		(2) 緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	3	規則第3条第1号	事業計画書 4(2)
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	規則第3条第2号	事業計画書 5	
管理経費の節減等 (30)	1 適切な積算 <sup>注1</sup>	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例第5条第5号 規則第3条第2号	支出計画書 (様式3-1, 2, 3) 事業計画書	
	2 節減努力等 <sup>注2</sup>	・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 (積算価格 - 申請者の提案額) $\frac{\text{積算価格}}{\text{積算価格}} \times 100/10 \times 25$ 県が提示する指定管理料の上限額	25			
団体の業務遂行能力 (20)	1 人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例第5条第4号 規則第3条第1号	事業計画書 1	
	2 財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団	5	条例第5条第5号	法人事業計画書、法人事業	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類の該当箇所
			体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い			実績書、直近の3事業年度分の決算諸表、直近年度の納税証明書
	3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	(1) コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況</li> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>社会貢献活動等、CSRの考え方と実績</li> </ul>	3	条例第5条第3号及び第7条第3号	事業計画書3(1)、重大な事故又は不祥事に関する報告書(様式7)
		(2) 障害者雇用の促進	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	2		事業計画書3(2)
	4 これまでの実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	条例第5条第4号	事業計画書4

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人 神奈川聴覚障害者 総合福祉協会 （藤沢市）	40	9	16	65

## 6 提案概要及び評価の内容

提案者	社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会
-----	-----------------------

### (1) 提案の概要

サービスの向上について

#### 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

##### (1) 管理運営方針

ノーマライゼーションの思想を根底とし、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的な考え方として、聴覚障害者中心の法人であるという特色を活かし、聴覚障害者関係団体、自治体、関係機関等と連携しつつ、基本方針に沿って運営する。

##### (2) 委託の考え方

施設の維持運営業務を円滑に安全に、また高水準に行い、利用者サービスの向上を図るために、業務レベルとコストから望ましいと思われる業務については専門の業者・団体に委託する。

#### 2 施設の維持管理について

法令遵守、業務基準以上の維持管理

設備保守業者と一体となり、建築物の保守管理について状態を監視、維持し、業務基準以上に日常点検等を行う。また、電気工作物については保安監視業務委託により更なる安全性を確保する。

清掃・保守点検等の計画化

利用者が快適に施設を利用できるよう、清掃内容や清掃方法の改善を継続的に行う。日常清掃に担当職員を1名配置するほか、全職員適宜、清掃業務を行う。

予防保全、小規模修繕

設備保守点検を確実にを行い、事故やトラブルの未然防止、長寿命化を図る。また、即時対応が必要な小規模修繕などは早急な対応をもって、常に安全かつ快適な利用ができるよう努める。

利用者との協働

省エネ・経費削減

#### 3 利用促進のための取組、利用者への対応について

##### (1) 利用促進のための取組

利用者の声に応える

- ・開館時間を30分早くする（午前9時 午前8時30分）。
- ・冷暖房の終了時間を30分延長する（午後8時30分 午後9時）。

良い時間を過ごしてもらう

ホスピタリティ

利用者との日常的なコミュニケーションを大切にすることにより、利用者の立場からの不満感の早期発見、事前対処を目指す。

有効な情報発信

ホームページやセンターだより、関係団体等の呼びかけなどにより、施設の役割の理解・聴覚障害者の理解の促進につなげる。

#### 魅力あふれるイベントの提供

より多くの県民へ聴覚障害への理解を深める普及啓発として、聴覚障害を知る講座など、様々なイベントを提供する。

#### (2) 苦情・要望等への対応

##### 意見・要望の把握

利用者アンケートを実施し、サービスの向上を目指す。

##### 迅速な苦情対応

苦情専用メールアドレスを新たに設置し、早期解決を図る。

##### 関係団体との意見交換

#### (3) 利用者サービスの取組

##### ア 情報提供施設としての取組状況

###### 字幕入り映像ライブラリーの提供

聴覚障害当事者への支援のため情報発信や、一般県民への聴覚障害、聴覚障害者への理解促進のため、自主企画番組を制作するとともに、聴覚障害者等への貸出しや、館内ラウンジでの試写を行う。

###### IT化への対応

利用者の利便を考慮し、手話動画のストリーミング配信を行うほか、ホームページ、Eメール、無線LAN等を活用する。

###### 聴覚障害者用各種機器の展示

聴覚障害児者が日常生活において活用できる機器を展示し、機器の特徴、使用方法などを説明するとともに、日常生活での試用のために貸出しを行う。

##### イ 聴覚障害者の支援についての取組状況

###### 一般相談

利用者のライフステージに応じ、聴覚障害乳幼児相談、成人ろうあ相談、中途失聴者・難聴者等、あらゆる相談に応じるとともに、適切な情報提供、助言等を行う。

聴覚障害者の個別的ニーズを改善する方法として、聴力検査・補聴器適合を実施する。

###### 聴覚障害乳幼児・コミュニケーション指導

聴覚障害児者のコミュニケーションが成立する環境を整備するため、聴覚障害乳幼児指導や、手話教室、読話教室等のコミュニケーション指導を実施する。

##### ウ 聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況

###### 手話通訳者養成

聴覚障害者の社会参加と自立を支援することができる技術と資質を兼ね備えた手話通訳者を養成するため、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム等に準拠して養成講習会を実施する。

###### 要約筆記者養成

厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム等に準じて、養成講習会を実施する。

###### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱、要約筆記者派遣事業実施要綱の定めに従い、適切な派遣を実施するとともに、市町村からの派遣に関する相談に応じ、助言を行う。

###### 手話通訳者・要約筆記者の研修

聴覚障害者に関する深い理解と、聴覚障害関連の情報の知識の拡大、情報保障技術の向上を図るため、各種研修を実施する。

###### 健康管理体制

手話通訳者・要約筆記者を対象に頸肩腕障害検診を定期的実施する。

## エ 地域活動支援及び普及啓発の取組状況

### 市町村手話通訳者等派遣担当者の研修・ネットワーク化

市町村で派遣コーディネーターを務める職員等に対し、研修及び情報交換を行い、資質の向上を図る。また、市町村コーディネーター間の情報交換、情報共有をすすめる、ネットワーク化を推進する。

### ピアカウンセラー研修

聴覚障害者にかかわる相談員として必要な知識と技術を研修するとともに、情報交換を行い、聴覚障害ピアカウンセラー等の技術、資質の向上を目指す。

### 地域での聴覚障害児子育て支援

#### 各種講座の開催

聴覚障害児者への情報提供の一環として、教養講座やおしゃべりサロン等の各種講座を行う。

### 広報・PR等

「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」の発行や、ホームページの効果的活用等を行う。

## オ 指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案の状況

### 市町村意思疎通支援事業のネットワーク化

市町村間の意思疎通支援事業を含む聴覚障害福祉の格差解消をめざすとともに、市町村間及び県保健福祉圏域間のネットワークの構築をめざす。

### 要約筆記者合格者技術研修

### 利用者ニーズに合わせた講座実施

子育てサロン、趣味の教室を廃止し、新たなニーズに対応した講座を実施する。

## (4) 自主事業の実施

### 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

公的派遣制度を利用できない場合等に、有料で手話通訳者または要約筆記者を派遣する。

### 講師等派遣事業

企業、行政等からの申請により、聴覚障害に関わる講義や技術指導をする講師等を派遣する。

### 神奈川県盲ろう者通訳・介助員養成事業

### 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助員を養成するとともに、派遣する。

## 4 事故防止等安全管理について

### (1) 日常時の安全管理

防犯・防災の取組

施設内の安全点検の実施

防災体制の整備

地域との連携

保険の加入

### (2) 緊急時の対応

緊急体制の整備

緊急時の迅速な対応

職員教育

## 5 地域と連携した魅力ある施設づくり

聴覚障害を知る取組

ボランティアの募集・活用

周辺地域行事の施設利用

聴障センターまつりの開催

当事者団体等からなる委員会の活用

## 管理経費の節減等について

### 1 適切な積算

- ・ 休館日・夜間においては、人的警備から機械警備導入により経費を削減する。
- ・ 管理職を3名体制から2名体制とする。
- ・ 各会議においてP D C Aにより、業務の効率化を図る。

### 2 節減努力等

- ・ 提案額 728,665千円 (県の積算額 741,980千円)

$$\frac{741,980 - 728,665}{741,980} \times 100 / 10 \times 25 = 4.48630点 \quad 4点$$

(小数点以下切捨て)

## 団体の業務遂行能力について

### 1 人的な能力、執行体制

#### 効率的な人員配置

・ 一定の経験と能力を有する良質な人材を配置することで、施設の設置目的、事業方針の効果的効率的な達成を実現する。平成28年度からは、従来の管理職3名体制から2名体制とすることで、機動性の高い組織作りを図る。

・ 人員配置 常勤職員12名、非常勤職員7名の19名体制(うち聴覚障害者3名)

・ 手話通訳者2名以上、要約筆記者1名以上、言語聴覚士1名以上、聴力測定技術者1名以上配置。

#### 業務委託の適正管理

#### 人間力を高める人材育成

#### 知識・経験をふまえた職員採用

### 2 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

#### (1) コンプライアンス等

##### 法令遵守、規程整備

平成28年4月からの新体制に向けて、組織規程をはじめ各規程類の整備を実施。

##### 事故・不祥事

過去3年間に重大な事故または不祥事はない。

##### 個人情報保護

個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例に従い、個人の権利、利益を侵すことのないよう最大限努める。

##### 環境への配慮

「5R」によりごみの減量化に取り組む。

##### C S R (法人の社会的責任)

#### (2) 障害者雇用の促進

法人全体で、全職員22名中5名(うち聴覚障害者3名)の障害者を雇用しており、引き続き積極的な障害者雇用を進める。

### 3 これまでの実績

- ・ 聴覚障害者情報提供施設1ヵ所(神奈川県聴覚障害者福祉センター)
- ・ 佐賀県、宮城県の聴覚障害者情報提供施設新設への支援

## (2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、聴覚障害者の視点に立ち、かつ聴覚障害者福祉センターの役割と整合しているか ・聴覚障害者福祉に関する理念があるか	3	2	3	3	2	3	3
	委託の考え方	業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3	2	3	3	2	2	2
	施設の維持管理	保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	2	3	2	2	2	2
	利用促進のための取組	より多くの利用を図るための取組や広報・PR活動の状況	3	2	3	3	3	3	3
	苦情・要望等への対応	利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3	2	3	3	2	2	2
	利用者サービスの取組	情報提供施設としての取組状況	5	3	5	4	5	4	4
		聴覚障害者の支援についての取組状況	5	3	3	5	4	4	4
		聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況	5	3	5	5	4	5	5
		地域活動支援及び普及啓発の取組状況	5	3	5	4	4	3	4
		指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案の状況	3	2	3	3	2	3	3
自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	3	2	3	3	2	2	2	
日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	2	2	3	2	2	2	
緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	3	2	2	2	2	2	2	
地域と連携した魅力ある施設づくり	周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	2	2	2	2	2	2	
管理経費の節減等	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	5	5	5	5	5	5

	節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限</li> </ul> $\frac{\text{積算価格} - \text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times 100/10 \times 25$ <p>県が提示する指定管理料の上限額</p>	25	4	4	4	4	4	4	
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況</li> </ul>	5	3	3	4	3	4	3	
	財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	5	5	5	5	5	
	コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況</li> <li>・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> <li>・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績</li> </ul>	3	2	2	3	2	2	2	
	障害者雇用の促進	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	2	2	2	2	2	2	2	
	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>・他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	3	5	3	3	4	4	
合 計			100							65

### (3) 評価講評

サービスの向上に関しては、聴覚障害者の支援としての乳幼児相談の今後のあり方について、関係機関との役割分担や地域への広げ方などが課題と捉えられることから、発達年齢に則したフォロー体制の構築が求められる。一方、成人難聴者や高齢者に対する支援については、市町村等との連携・ネットワーク化も視野に入れながら、障害特性やライフステージに応じた多様な相談に対応している。また、手話通訳者等体制整備に関しては、健康管理体制として頸肩腕障害の予防の取組みが明記されており、きめ細かなフォローに取り組んでいる。

また自主事業として、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対する支援に着眼している点は、評価する。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、光熱水費等の削減や機械警備の導入、業務効率化の推進など、現行の業務水準を確保した上で、経費の効率化を図りつつ、新たな指定管理料の提案を行っている。

団体の業務遂行能力に関して、財務内容は健全であると評価したほか、コンプライアンスの確保、障害者雇用の促進についても積極的に取り組まれており、現行の指定管理業務の実績は、十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

## 7 議事概要（主要論点）

### < 評価項目「聴覚障害者の支援についての取組状況」について >

聴覚障害者の支援としての乳幼児相談については、発達年齢に応じた対応が必要であるとともに、相談員には専門的な知識と経験が求められる。

ひとりひとりの障害特性に応じたきめ細かな支援を行い、さらなるサービス向上を図るには、聴覚障害者福祉センター単独での事業実施から地域展開する仕組みづくりが必要である。

県内には、同様の相談事業を展開しているろう学校や総合療育相談センターなどがあり、今後はそうした施設と密に連携するとともに、役割分担を検討する必要がある。

### < 評価項目「聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組状況」について >

手話通訳者や要約筆記者などの養成や体制の整備については、健康管理に関して、頸肩腕障害の予防の取組みのサポート体制が構築されており、評価する。

### < 評価項目「地域活動支援及び普及啓発の取組状況」について >

成人難聴者や高齢者に対する支援について、現状ではアウトリーチの取組みがやや不足している。

しかしながら、市町村や地域とのネットワークづくりについては、将来的な展開を視野に入れつつ、障害特性やライフステージに応じた多様な相談に対応しており、努力している姿勢は認められる。

### < 評価項目「自主事業の実施」について >

ろう者への支援という意識が強くなりがちなところで、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対して、要望をしっかりとらえて支援をしていくという姿勢は、評価する。

なお、盲ろう者については、人とのコミュニケーションや情報入手に複合的な困難や制限を抱えており、ひとりひとりの障害特性に応じた支援に努める必要がある。

### < 評価項目「緊急時の対応」について >

緊急時の情報提供については、文字一行の電光掲示板等の設備であるため、聴覚障害者の特性から正確な情報伝達という点で大きな不安があり、緊急情報配信システムなどの導入を喫緊の課題とする必要がある。

設備の改修には、予算面からの検討も必要なことから、県とも協議しながら明確なビジョンを持って取り組む必要がある。